

○厚生労働省令第百十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第十二条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一

部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
(医師の届出)		(医師の届出)	
第三条	法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は 、次のとおりとする。	第三条	法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は 、次のとおりとする。
一・二	(略)	一・二	(略)
三	診断した新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の疑似症の患者について入院を要しないと認められる場合	三	診断した新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第二十三条の五、第二十三条の六及び附則第二条の二第一項において同じ。）の疑似症の患者について入院を要しないと認められる場合
第二条の二	(医師の届出の特例) 都道府県知事が、新型コロナウイルス感染症のまん延により、法第十二条第一項の規定に基づく届出に関する事務を医師及び都道府県知事（保健所設置市等にあっては、その長とし、医師が同項の規定により当該都道府県知事又は保健所設置市等の長に当該届出を行う場合に経由する最寄りの保健所長を含む。）が処理することとした場合に当該感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けることが困難になるおそれがあると認める場合であつて、かつ、当該都道府県知事が、当該感染症の患者を診断した医師の報告に基づき、日ごとの当該患者の総数及び日ごとの当該患者の年齢別の総数を毎日公表する場合には、当該都道府県知事は厚生労働大臣に対し、その旨を届け出ることができる。	(新設) 附 則	附 則
都道府県知事	(当該都道府県の区域内に保健所設置市等を有す		

			るものに限る。)は、前項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ、保健所設置市等の長の意見を聽かなければならぬ。
3	厚生労働大臣は、第一項の規定による届出を受けたときは、当該都道府県の名称を告示するものとする。	4	前項の規定により厚生労働大臣がその名称を告示した都道府県の区域内において医師が新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合(当該都道府県又は当該都道府県の区域内にある保健所設置市等の委託を受けた医師が他の都道府県の区域内で診断した場合を含み、他の都道府県又は他の都道府県の区域内にある保健所設置市等の委託を受けた医師が当該都道府県の区域内で診断した場合を除く。)における法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、当分の間、第三条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
一	診断した患者及び当該感染症について法第十二条第一項による届出が既になされていることを知つてある場合	二	診断した結核の無症状病原体保有者について結核医療を必要としないと認められる場合
三	診断した新型コロナウイルス感染症の疑似症の患者について入院を要しないと認められる場合	四	診断した新型コロナウイルス感染症の患者(六十五歳未満の者に限り、妊婦を除く。)について入院又は当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤(厚生労働大臣が定めるものに限る。)若しくは酸素の投与を要しないと認められる場合

（医師の届出事項の特例）	（医師の届出等の特例）
第二条の三（略）	第二条の二（略）
2 前項の場合においては、第四条第八項中「前各項」とあるのは、「附則第二条の三第一項」と、「第一項第六号中「初診年月日」とあるのは、「附則第二条の三第一項第四号中「検体採取年月日」	2 前項の場合においては、第四条第八項中「前各項」とあるのは、「附則第二条の二第一項」と、「第一項第六号中「初診年月日」とあるのは、「附則第二条の二第一項第四号中「検体採取年月日」

と、「同項第九号」とあるのは「同項第五号」と、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第二条の三第一項」と、第十一条第一項第一号中「第四条第一項第三号、第四号及び第六号」とあるのは「附則第二条の三第一項第三号及び第四号」と読み替えるものとする。

と、「同項第九号」とあるのは「同項第五号」と、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第二条の二第一項」と、第十一条第一項第一号中「第四条第一項第三号、第四号及び第六号」とあるのは「附則第二条の二第一項第三号及び第四号」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。